

令和 8 年第 6 回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 22 日（月）第 6 回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1 番 田野井 晃 造	2 番 田 島 正 男	3 番 竹 澤 靖
4 番 関 口 清	5 番 高 村 秀 男	6 番 柴 田 忠
7 番 小 林 和 夫	8 番 仲 田 裕 子	9 番 黒 川 幸 昭
10 番 奈 良 茂 男	11 番 早乙女 八重子	12 番 神 長 守 雄
13 番 松 井 研 吉	14 番 小 平 敏 男	15 番 安 生 芳 子
16 番 神 山 卓 也	17 番 金 子 重 博	18 番 大 森 用 子
19 番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 羽 山 好 明	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 半 田 まゆか

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案第 3 号の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」の 10 番について、訂正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前 10 時 00 分に令和 8 年第 6 回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第 1 の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

7 番 小 林 和 夫 委員、 8 番 仲 田 裕 子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第 2、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と

し、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買7件、賃借権設定2件、地上権設定4件の合計13件の許可申請が提出されました。そのうち7番の案件については追加で説明をしたいと思います。議案書2ページの7番をご覧ください。こちらは令和8年第4回の農業委員会総会にて審議を行い、農地の利用状況、営農計画の不明確により処分保留となっていた案件の再審議となります。営農計画については別紙1のとおりとなります。農地の現況につきましては別紙2のとおり牧草の刈り取りが完了し、申請者が耕作可能な状態となっております。以上が追加での説明になり、別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番と2番については事務局の説明通り、何の問題もございません。ご審議のほどよろしくお願いします。

◎竹澤 靖委員 3番と4番の件は、持ち主は両方とも●●さんで、それぞれ分筆して、●●さんと●●さんに分けるということでございます。二人ともサカキを植えて栽培をするということでございます。何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたしますと思います。

◎関口 清委員 5番村井町、6番奈佐原町の件は、それぞれ問題ありませんので、ご承認をお願いいたします

◎高村秀男委員 7番に関しましては、前回保留という形で再申請になりましたが、営農計画書等を見ても、一応それをクリアしてと思いますので、問題ないと見ております。よろしくお願いいたします。

◎柴田 忠委員 8番と9番なのですが、営農型太陽光設備の設置でございます。内容的には問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

◎小平敏男委員 10番の件は、●●さんから●●さんへの所有権移転になります。何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。11番の件も●●さんから●●さんへの所有権移転になります。野菜をつくるということで問題はございません。12番についても、これも先月も上がってる物件で、地上権の設定です。●●さんから●●さんへの地上権の設定になります。何ら問題はないと思いますのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎金子重博委員 13番下永野の件は、●●さんから、同じく下永野の●●さんへの有償による所有権移転です。事務局の報告の通り問題ありませんので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から13番について許可することを決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、板荷において、●●さん申請の、「農家住宅敷地」への転用であります。申請地は、周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、「第2種農地、その他の農地」に区分されます。なお、もともと西側は宅地として利用していたため、始末書を提出させています。2番は、板荷において、●●さん申請の、「附属家、離れ」への転用であります。申請地は周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。以上、4条転用2件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎仲田裕子委員 去る6月15日に事務局3名と、青木委員それから私の5名で現地を調査して参りました。第4条の1番と2番ともに問題はございませんでしたので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 1番の件は、地図を見ていただければよくわかると思うんですけども、自宅への進入路の方がもうないんですよ。現地を見に行ったら、進入路自体がもう農地になっている。という事案でございまして、これ全部それを住宅に拡張するということで理解しましたので、現地調査員と事務局の説明の通り何ら問題はございません。ただ、もうすでに進入路として使っているし、庭としても使っていますので、始末書が添付されています。2番ですが、この元の家というのが、この地図の3センチぐらい右の●●という道路の反対側に書かれているのがこれが元の母屋になります。ここなんですけども、この道路の上側のところが、久保田堀っていう堀がずっと右から左まで通ってまして、これが大雨になると水が道路に溢れてくると、この●●さんの家の横に縦に沢が通ってるのでそこが一番下になってるの

で、そこに水が集中してしまう。今までも大雨で洪水になったときに、3回も4回も床下浸水の被害を受けている家でございます。ですので、安全なところに移したいということで、左の上のところに、家を建てたいということでもあります。何ら問題ございませんのでご承認のほどよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番と2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、富岡において、●●さん申請の、「太陽光発電設備」への転用であります。申請地は、周囲を畑、道路及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分は「第2種農地、その他の農地」に区分されます。なお、申請地は既に営農されていない状態であったため、始末書を提出させています。2番及び3番は、武子において、●●さん申請の、「営農型太陽光発電設備」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については、●●さんが「小麦」を有機栽培する計画であります。本申請は営農型太陽光発電設備の一時転用であるため、令和11年度までの3年間、毎年2月末日までに、営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度一時転用許可申請を行い、許可を得ることが必要となります。4番は、千渡において、●●さん申請の、「一般住宅」への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ヘクタール以上ある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。5番は、板荷において、●●さん申請の、「太陽光発電設備」への転用であります。申請地は、周囲を畑、道路及び雑種地に囲まれた農地であり、農地区分は「第2種農地、その他の農地」に区分されます。6番は、上日向において、●●さん申請の、「農業用倉庫」への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ヘクタール以上ある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。7番は、上大久保において、●●さん申請の、「営農型太陽光発電設備」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については、●●さんが「小麦」を有機栽培する計画であります。本申請は営農型太陽光発電設備の一時転用であるため、令和11年度までの3年間、毎年2月末日までに、営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度一時転用許可申請を行い、許可を得ることが必要となります。8

番は、加園において、●●さん申請の、「一般住宅」への転用であります。申請地は、周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。9番は、上久我において●●さん申請の、「太陽光発電設備」への転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「第2種農地、その他の農地」に区分されます。10番は、奈佐原町において、●●さん申請の、「農業用倉庫、選果場、駐車場」への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。11番は、南上野町において、●●さん申請の、「営農型太陽光発電設備」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については、●●さんが「小麦」を有機栽培する計画であります。本申請は営農型太陽光発電設備の一時転用であるため、令和11年度までの3年間、毎年2月末日までに、営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度一時転用許可申請を行い、許可を得ることが必要となります。12番は、藤江町において、●●さん申請の、「園芸用土採取」への一時転用であります。申請地は、周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、「農振農用地」であります。13番は、大和田町において、●●さん申請の、「事務所」への転用であります。申請地は、周囲を田及び道路に囲まれた農地であり、農地区分は農地の広がりがある「第1種農地」に区分されますが、不許可の例外である、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。なお、現地確認の際に、道路と農地の間を流れる水路の上にボックスカルバートの敷設工事が見受けられましたが、本工事は建築基準法の接道要件を満たす許可を取るための先行工事ということで、都市計画法上は適法であること、工事している部分は農地ではなく市の水路用地であることが確認できましたので、事前着工には該当しないと思われます。以上、5条転用13件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎青木正好委員 議案第3号農地法第5条について現地調査を6月15日に行いましたので、ご報告をいたします。1番の案件につきましては、当該地に盛り土が確認されましたので、農地として使用されてはおりませんでしたので、始末書付きといたしました。2番から13番につきましては、特段問題がございましたのでご報告をいたします。以上です。

◎議長は、現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番は、有償による所有権移転で始末書付きになりますが、問題はありま

せんので、よろしくご承認のほどお願いします。2番と3番は、●●さんから●●さんへの賃貸借設定になりますが、営農型太陽光発電設備によるものです。問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いします。

◎田島正男委員 4番の千渡の件は、千渡の●●さんから上野町の●●さんへの使用貸借権による一般住宅への転用です。現地調査員の報告の通り問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いします。

◎竹澤 靖委員 事務局と現地調査員の報告の通り何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願いします。

◎関口 清委員 6番上日向の件は現地調査員の報告通り、問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いします。

◎柴田 忠委員 現地調査員の報告通り、問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いします。

◎小林和夫委員 8番の加園の件は、●●さんから●●さんへの有償の所有権移転です。●●さんの居宅の西側に接続してる土地になりますが、そこに住宅を建設するということで、何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願いします。9番の上久我の件は、●●さんから●●さんへの太陽光発電設備への転用です。特段問題はありませので、ご承認のほどよろしくお願いします。

◎黒川幸昭委員 10番の件は、●●さんはイチゴの新規就農者です。この物件は5月の総会において農振除外の変更が済んでおります。改めての5条の申請で、問題はありませので、ご承認のほどよろしくお願いします。

◎小平敏男委員 11番の件は●●さんが営農型太陽光発電設備のための転用になります。現地調査員の報告の通り何ら問題はないと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いします。12番の件は●●さんから●●さんへの園芸用土採取のための一時転用です。何ら問題はないと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いします。13番の件は楡木町の●●さんから●●さんへの事務所移転のための使用貸借権設定です。一部、先ほどの事務局からの説明の通り、道路沿いにありまして、敷設工事を先行してやったということですが、何ら問題ないと思いますのでご承認のほどよろしくお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から13番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和8年5月29日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、一括契約について記載しております。議案書12ページから21ページをご覧ください。一括方式での計画が、15件、52筆、139,471平方メートルとなっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番から15番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号の「鹿沼市農地利用最適化推進委員候補者の選考について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 議案第5号「鹿沼市農地利用最適化推進委員候補者の選考について」をご説明いたします。農地利用最適化推進委員の選考につきましては、「鹿沼市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」第9条に、「農業委員会は、推薦及び募集の終了後、推薦を受けた者及び応募した者の評価を行い、速やかに推進委員となるべき者の選考をするものとする。」と規定されております。また、「鹿沼市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」第11条には、「農業委員会は、推進委員の委嘱を適切に行うため、評価に関し必要な事項を鹿沼市農業委員会の委員の任命に関する規則第10条第1項に規定する評価委員会に調査審議させるものとする。」と規定されております。鹿沼市農業委員等候補者評価委員会において調査審議した結果、議案書にあります候補者19名が選定され、農業委員会に報告されました。なお、候補者が重複した第4区域につきましては、農地利用の最適化に関する識見や地域からの推薦等の観点から、議案書のと通りの選定となっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問を求めたが、質問が無いため、鹿沼市農地利用最適化推進委員候補者の選考についての承認について諮り、異存なしと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請して午前10時40分に閉会を宣した。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和8年6月22日

議 長

署名委員

署名委員
